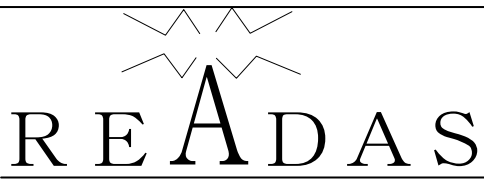


第 5172 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月25日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 地方拠点強化税制の創設

Q：平成27年度の税制改正では、地方拠点強化税制が創設されるとか。どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

地方拠点強化税制とは、企業の本社機能等を東京圏から地方へ移転したり、又は地方における拡充の取組みを支援するために創設された税制をいいます。

概要は、次のとおりです。

①投資減税

平成29年度末までに計画が承認された法人が、計画に沿って、計画の承認から2年以内に取得・事業供用される建物等・構築物を対象に次の措置が講じられます。

- ・移転型…特別償却25%又は税額控除7%（計画承認が平成29年度の場合は4%）
- ・拡充型…特別償却15%又は税額控除4%（計画承認が平成29年度の場合は2%）

※税額控除の限度額は、いずれも当期税額の20%が上限となります。

②雇用促進税制

平成29年度末までに計画が承認された法人で、一定の雇用促進税制の要件を満たすときは、地方拠点の増加雇用者数1人当たり最大80万円（3年間合計で最大140万円）の税額控除が受けられます。

